

令和 2 年 6 月 4 日

門真市まちづくり部建築指導課

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う郵送による申請の受付等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、建築指導課が所管する事務に基づく下記の申請書等関係書類について、当分の間、郵送による受付、交付等を行うことができるとしましたので、これによる場合は、郵送による交付や返却に必要なものを添えて、建築指導課宛てに郵送していただきますようお願いいたします。

記

1 申請書等関係書類

- (1) 建築確認の調査報告書発行依頼に基づく調査報告書の交付申請
- (2) 建築基準法に基づく申請書等
- (3) 門真市建築基準法施行条例に基づく建築計画概要書等の写しの交付請求書（建築計画概要書、処分等概要書、定期報告概要書）
- (4) 都市計画法に基づく開発（建築）許可等に基づく申請書等
- (5) まちづくり基本条例に基づく開発事業、中高層建築物、狭あい道路の拡幅整備に関連する申請等
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出又は通知
- (7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく申請書等
- (8) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく申請書等
- (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく申請書等
- (10) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づく認定申請書、都市施設設置工事前協議書及び都市施設設置工事完了届書
- (11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定申請書
- (12) 各種補助金に関する申請等（耐震診断・設計・改修、木造・危険家屋除却、アスベスト、狭あい道路）

2 郵送による交付や返却に必要なもの等

(1) 必要なもの

交付や返却をする書類の返信用封筒等

(2) 注意事項

ア 送料は申請者等の負担となります。

イ 返信用封筒等には、あらかじめ、宛先を記入してください。

ウ 返信用封筒等は、信書を送ることができるものとしてください。

エ 郵送事故に関して、門真市は責任を負いません。

オ 郵送に時間を要することとなりますので、時間的余裕をもって申請等を行ってください。

※ 郵便法第4条第4項の規定により、同条第2項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託することなどはできません。

※ 提出部数が1部の申請については返信用封筒等は必要ありませんが、市が受理した証明として控えが必要な場合は控用の申請書と返信用封筒を必ず同封してください。

3 詳細について

別添の「新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種申請書等の郵送対応について」をご覧ください。